

函館地方裁判所委員会（第5回）及び函館家庭裁判所委員会（第6回）議事概要

（函館地方裁判所委員会事務局）

（函館家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成17年11月11日（金）午後3時00分～午後5時00分

2 場所

函館地方，家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）荒木和子，今千尋，積山薫，新里光代，吉岡勝政，森越清彦，柵木澄子

（家裁委員）池田智恵美，岡崎圭子，坂本紀子，高木元子，畑野克行，伊藤聡

（兼務委員）黒田正一，竹中理比古，矢村宏

（事務局）小川三郎首席家裁調査官，工藤克則民事首席書記官，大久保雅克刑事首席書記官，一郷富雄家裁首席書記官，後藤隆博地裁事務局長，大野方己家裁事務局長，佐々木順地裁総務課長，立花博之家裁総務課長，工藤憲一地裁総務課課長補佐，三浦収家裁総務課課長補佐，伊藤隆幸地裁総務課庶務係長

4 議題

3年後に迫った裁判員制度の円滑な実施に向け，函館地方，家庭裁判所は平成18年度にどのような活動 - 特に広報活動 - をすべきか？

5 机上配布資料

- 1 着席図
- 2 タイムテーブル
- 3 テーマ説明（シート）
- 4 裁判員制度手続の概要〔シート（資料4枚添付）〕
- 5 裁判員制度広報概要（シート）
- 6 広報用グッズ一式

6 議事

（1）開会宣言（地裁総務課長）

（2）委員長あいさつ

（3）自己紹介

（4）意見交換

（大久保刑事首席書記官が配付資料の「裁判員制度手続の概要」に基づき，説明を行った。）

（委員）質問なし

- (後藤地裁事務局長が配付資料の「裁判員制度広報概要」に基づき、説明を行った。)
- (委員) 裁判員制度全国フォーラムの函館開催については、定員400名のところ、本日現在、申込者は177名である。高齢者の申込みが目立つ。裁判には関わりたくないという思いの人が多らしい。裁判所担当記者時代、事件当事者の元に取材に行くと、本当は裁判なんかやりたくない、仕方がなくやっているということをよく言われた。今後、これをどう変えるかが問題となるであろうが、非常に難しいと思う。
- (委員) 教育関係者がいるので一言述べたい。文部科学省は、3年後の制度開始時に対象年齢となる今の17才を相手に、高校等で授業に組み込んだ教育をしているのか。また、17才に限らず、中学生、高校生を対象に教育科目としてやっているのか。広報をすれば裁判員として参加したいという人が増えるのかという現状ではそうでないところがある。制度自体はだいぶ周知されてきたと思う。しかし、実際に模擬裁判をやって、参加した市民に意見を聴くと正直勘弁して欲しいという人が多い。実際、指名除外というのがあるが、市民からは排除されたいがゆえにそうなるとような発言をするという話もある。裁判員になることは面倒くさいかもしれないが、それを越えたところに何かがあるという点を広報をすべきではないか。今のままでは、制度の中身を知れば知るほど市民の反応が反比例していく恐れがある。
- (委員) 今の教育カリキュラムでは、裁判員制度について学習するようにはなっていない。よく教育現場では7、5、3の理解と言われる。小学校で7割、中学校で5割、高校で3割、授業を理解しているという例えであるが、そういう点から考えると、7割の国民が制度を知っているというのは逆にすごいことだと思う。学校で裁判員制度を取り上げれば、どのような制度なのか知識は与えられるし、生徒も理解できるであろう。しかし、模擬裁判を通して理解させるということは、今の学校教育では無理である。また、面倒なことは避けたいというのが函館市民の本音である。これは選挙の投票率の低さにも表れている。上から与えられたものを自分たちに中に取り込み、より良いものとするというのは広報をしても難しいと思う。
- (委員) いわゆる牛刀事件と呼ばれている90分もののビデオを裁判所から借用し、学生に見せ、感想文を書いてもらった。その中で、「はじめは裁判のことはよくわからず法律も嫌いで関心もなかった、しかし、見終えた後は内容も良く理解できたし、裁判員をやってみたい。」という感想も見受けられた。今後は、高校や大学に広報用のビデオとパンフレットを送って、何かの折りにそれを見せてもらい、いろいろと話し合う機会を設けてもらえば理解が深まるのではないかと。新聞報道によれば、いきなり証拠を出され、分からなかったというのもある。しかし、あのビデオは分かりやすい。見た学生も理解できたと思う。市民の70パーセントが拒否しているというが、私はそうとは思えない。そのほか、町会に貸し出し、勉強会を開いてもらってはどうか。90分のビデオだったが、全然長くは感じなかった。
- (委員) 法務省で作成した中村雅俊主演の裁判員制度広報用ビデオは非常に良いでき

だと思う。検察庁でも玄関ホールで流している。

- (委員) そのようなビデオを見た後、どのようなことを考えたか、思ったかを話し合ったら良いと思う。
- (委員) 大学の授業で扱うことは可能である。社会人になると勤めが忙しいばかりか、関わりたくないという思いがあるだろう。その点、学生は学ぶ姿勢がある。映像も大好きであるから、1時間くらいで終わるビデオであれば、その後に話もでき、都合が良いと思う。
- (委員) いわゆる出前講座は検察庁でも頻繁に行っている。ビデオを見せた後、講義を行っている人もいる。しかし、制度そのものを学校の授業に盛り込む形で取り上げてもらうということができていない。今は学校に対し、個別にあたっては既に決まっているからと断られてしまう。学校での授業の一環として取り上げるのであれば、上の組織同士が連携を取り、もっと先のことを考えながら取り組まなくてはならないと思う。
- (委員) 広報用グッズについてだが、クリアファイルは使える。客に書類を交付する際に利用できる。
- (委員) ティッシュペーパーも私なら受け取る。
- (委員) 市でも各種啓発のためにグッズを使っている。法務局からもらってきたものを配布したこともある。これまでで多いグッズとしてはうちわである。あれは重宝していると思う。市民の高齢化が進んでおり、約23パーセントが高齢者である。これらの人についてはイベントを企画して集客し、PRするのはたやすい。学校も比較的入っていきける。しかし、社会人については接触を試みているがなかなか難しい。どんな時間帯にどんなイベントを企画しても来てはくれない。それに若い人は文字を読まない。漫画にしたり、冊子を作ったのPRというものもある。広報誌等は読みやすさを追求してみてもどうか。
- (委員) 社会人は日常的に忙しい。若い人も同様である。それよりもできるところから着手してはどうか。函館市役所の職員や市内の企業など、広報活動に協力してくれそうな機関を探す努力をする必要があるのではないか。
- (委員) 今の教育制度の下では、裁判員制度を乗せることは無理である。しかし、平成21年にスタートするわけだから、興味を持ってもらわねばならない。そのためにはやはり教育が基本である。教科の中では無理だが、選択科目や総合学習の中では可能ではないか。社会科とからめ、こういうものもあるということで興味を持たせていく必要があると思う。ビデオを見せて解説しながらというスタンスだと中学、高校でも十分やれるし、やっていく必要があるのではないか。今、中学校校長会でも話題になっている。今後、取り組めるよう話をしていきたい。
- (委員) これまでの広報活動により、知名度はアップしているし、認知もされていると思う。しかしながら、内容が見えてこない。裁判員制度そのものが見えてきていないように思える。どうも虫食いのように思える。きちんと広報を展開しようと思うのであれば、それなりに目標を定める必要がある。情報の受け手に合わせた段階的な広報活動を展開すべきだ。ロータリークラブ、社会学級

の母親，中学生，高校生，短大生といったようにそのレベルに合わせ，一斉に取り組むべきである。虫食いのにならないような態勢を構築すべきである。広報担当者を増やすのも手である。効率が上がるようなことを考えるべきだ。

(5) 次回期日の協議

(委員長) 次回期日を決めたいと思う。今回は既にお知らせしてあるとおり，来年 2 月 1 0 日 (金) 午後 3 時から本日と同じ大会議室で開催したい。これは地裁委員会の単独開催となる予定であるがいかがか。

(委 員) 意見なし

(委員長) 次々回以降の期日だが，これも既にお知らせしたとおり，来年 6 月 9 日，1 1 月 1 0 日のいずれも金曜日午後 3 時から，同じくここ大会議室で開催したいがよろしいか。

(委 員) 意見なし

(委員長) いずれも差し支えないということで，決定させていただく。なお，6 月は家裁委員会単独で，1 1 月は地家裁合同の開催をそれぞれ予定している。

(6) 次回委員会のテーマについての協議

(委員長) 次回の地裁委員会のテーマ選定に入りたい。地方裁判所の運営に関する事で何か適当なテーマがあったらお聴かせ願いたい。また，いずれ家裁単独の委員会も開催することになるので，その場合の家庭裁判所の運営に関するテーマについても，併せて御意見を伺いたい。いかがか。

(委 員) 意見なし

(委員長) 意見が出ないようなので，テーマについては事務局の方に検討させることとする。なお，テーマがあれば，適宜お知らせ願いたい。

以上で，本日の予定はすべて終了した。熱心な御協議をいただき，委員の皆様様の御協力に厚くお礼申し上げます。

(7) 閉会宣言 (地裁総務課長)

以 上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館市女性会議会長	荒 木 和 子
北海道新聞函館支社報道部長	黒 田 正 一（家裁委員兼務）
特別養護老人ホーム松濤施設長	今 千 尋
函館市市民部長	佐 藤 吉 見
公立はこだて未来大学教授	積 山 薫
函館市教育委員会委員長	新 里 光 代
日本放送協会函館放送局放送部長	藤 田 信（家裁委員兼務）
函館司法書士会所属司法書士	吉 岡 勝 政

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森 越 清 彦
-------------	---------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	竹 中 理比古（家裁委員兼務）
------------	-----------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	矢 村 宏（家裁委員兼務）
函館地方裁判所裁判官	柵 木 澄 子

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館渡辺病院精神神経科医長	池田	智恵美	
函館市市民部男女共同参画課長	岡崎	圭子	
北海道新聞函館支社報道部長	黒田	正一	（地裁委員兼務）
北海道教育大学函館校助教授	坂本	紀子	
函館調停協会副会長	高木	元子	
社会福祉法人侑愛会第二おしま学園施設長	寺尾	孝士	
函館市中学校長会研究部員	畑野	克行	
日本放送協会函館放送局放送部長	藤田	信	（地裁委員兼務）

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	前田	健三	
-------------	----	----	--

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	竹中	理比古	（地裁委員兼務）
------------	----	-----	----------

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長	矢村	宏	（地裁委員兼務）
函館家庭裁判所裁判官	伊藤	聡	